

令和3年4月26日

一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会会長殿

緊急事態宣言の発出を踏まえた

職場における新型コロナウィルス感染症への感染予防及び健康管理について

新型コロナウィルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウィルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の感染防止のための取組の徹底等に加え、特定都道府県において、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこととされたところです。

厚生労働省では、職場において特に留意すべき「取組の5つのポイント」の取組を一層推進するために、職場における感染防止対策の実践例（別添1）等を活用して、事業主に取組を働きかけるとともに、都道府県労働局に設置した「職場における新型コロナウィルス感染拡大防止対策相談コーナー」において、引き続き、事業主及び労働者からの相談等への対応を行うことといたします。

職場における新型コロナウィルス感染症の拡大防止につきましては、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働く環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて累次にわたりお願いしてきたところですが、改めて、職場における新型コロナウィルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等を取りまとめた下記事項について、傘下団体・企業に対して周知をお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

記

1 労務管理の基本的姿勢

基本的対処方針（別添2）の三の（3）「まん延防止」の4）「職場への出勤等」、8）「重点措置区域における取組等」、9）「緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」及び12）「クラスター対策の強化」の内容に基づき、職場における感染防止対策に取り組んでいただきたいこと。

また、職場において特に留意すべき「取組の5つのポイント」（参考資料1）の取組状況を確認していただき、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討し、実施していただきたいこと。

その際、労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となり、これらの取組を実施していただくに当たって、特に、以下の（1）から（6）にご留意いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただきたいこと。

（1）職場における感染防止の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であること。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたいこと。

職場における感染防止を検討する際に疑問点等が生じた場合には、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」（参考資料2）を積極的に活用していただきたいこと。

（2）テレワークの積極的な活用

厚生労働省では、テレワークについて、テレワーク相談センターにおける相談支援

等を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、関係省庁と連携し、テレワークや時差出勤の一層の活用のため、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレット（参考資料3）も作成し、周知を行っている。さらに、使用者が適切に労務管理を行うとともに、労働者も安心して働くことのできる良質なテレワークの導入・実施を進めていくことができるよう、本年3月に労務管理の留意点等をまとめたテレワークガイドラインの改定を行っている。

こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の双方に対し、テレワークを積極的に進めていただきたいこと。

（3）電子申請の活用等について

窓口の混雑による感染拡大防止の観点から、郵送や電子申請を積極的に活用していただきたいこと。

（4）感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等

新型コロナウイルス感染症の伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、クラスター連鎖をしっかり抑えることが必須である。このため、新型コロナウイルス感染症対策分科会がクラスター分析を踏まえて取りまとめた、大人数や長時間における飲食などの「感染リスクが高まる『5つの場面』」（参考資料4）について労働者に周知を行っていただきたいこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知を行っていただきたいこと。また、狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。このため寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密（密集、密接、密閉）の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っていただきたいこと。

併せて、新しい生活様式の定着に向けて、参考資料5の「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用して、引き続き、労働者に周知を行っていただきたいこと。

接触確認アプリ（COCOA）について、参考資料6の「新型コロナウイルス接触確認アプリ」等を活用して、インストールを勧奨していただきたいこと。

このほか、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、一部地域において感染源の探知・早期の対応・再拡大防止を目的とする「新型コロナウイルスマニタリング検査」を実施しているところであり、対象地域の事業主におかれでは検査への参

加を検討していただきたいこと（別添3）。

（5）雇用調整助成金等を活用した休業の実施

感染拡大を防ぐため、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益の回避に努めていただきたいこと。なお、緊急事態宣言や要請などがある場合でも、一律に労働基準法第26条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意いただきつつ、労使が協力して、労働者が安心して休業できる体制を整えていただきたいこと。

また、同法に基づく休業手当の支払の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者を休業させ、事業主がその分の休業手当を支払った場合、雇用調整助成金の対象になり得ること。

なお、雇用調整助成金については、企業規模を問わず、緊急対応期間において助成額の上限を引き上げ、解雇等を行わない企業に対して助成率を引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする等の拡充を行っており、雇用調整助成金の効果的な活用をお願いしたいこと。

また、事務処理や資金繰りの面から雇用調整助成金を活用した休業手当の支払いが困難な中小企業の労働者のために創設した、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、大企業のシフト制労働者等も対象に加えた。休業手当が支払われていない労働者にはその申請を検討いただくとともに、その申請書類には事業主が記載する部分もあることから、事業主においては適切に対応いただきたいこと。また、日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者などについて、過去6ヶ月間、同じ事業所で、継続して一定の頻度で就労していた実績があり、事業主側も新型コロナウイルス感染症がなければ同様の勤務を続けさせる意向があったと確認できるなどの場合には、休業支援金の対象となり得る旨のリーフレットを公表しているところであり、事業主におかれでは、対象となり得る労働者への周知を含め、適切にご協力いただきたいこと。（参考資料7）

（6）子どもの世話や家族の介護が必要な労働者のための有給の休暇制度の導入

新型コロナウイルス感染症によって小学校等が臨時休業等になり、それに伴って子どもの世話のために労働者が休業する場合について、当該子どもの世話をする労働者のために有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が出了事業主に対する助成制度（※1）を活用いただきたいこと。

また、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対する助成制度（※2）を活用していただきたいこと。

※1 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の新型コロナウイルス感染症対応特例（参考資料8）

小学校等が臨時休業等になり、それに伴い、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金全額支給）を取得できる制度の規定化及び小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援制度の仕組みを社内周知し、当該有給の休暇を4時間以上労働者に取得させた事業主に対して、対象労働者1人あたり5万円を支給する制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。なお、小学校休業等対応助成金については昨年度限りで終了。

（注）1事業主につき10人まで（上限50万円）

※2 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として法定の介護休業とは別に介護のための有給の休暇（所定労働日で20日以上）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主に助成をする制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。

2 職場における感染予防対策の徹底について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、多くの関係団体では、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成し、その周知等に取り組んで来られたところであるが、引き続き、職場での感染防止策の確実な実践に取り組む必要がある。

具体的には、別添4の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して職場の状況を確認していただくとともに、独立行政法人労働者健康安全機構がホームページで公表している動画教材「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」を参照していただく等により、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただき、取組内容を高齢者や基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患、肥満（BMI30以上）など）を有する者などの重症化リスク因子を有する者をはじめ、すべての労働者に共有していただきたいこと。

また、外国人労働者の皆さんのが安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の内容を正しく理解することが重要であり、外国人労働者を雇用する事業者においては、外国人労働者一人ひとりの状況に応じた配慮をしていただきたいこと。

外国人労働者に新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る教育等を行う際には、参考資料9のリーフレットに記載の「職場内外における感染拡大防止のポイント」や10カ

国語に翻訳（やさしい日本語版も作成）した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用する等していただきたいこと。

感染防止対策の検討に当たって、職場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていただきたいこと。

なお、産業医や産業保健スタッフの主な役割については、一般社団法人日本渡航医学会及び公益社団法人日本産業衛生学会が公表した「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（令和2年5月11日発行。令和2年12月15日最終改訂）に示されているので一つの参考としていただきたいこと。

併せて、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されていない事業場については、独立行政法人労働者健康安全機構の産業保健総合支援センターにおいて、メールや電話による相談の受付、各種情報の提供等を行っているので、その活用について検討していただきたいこと。

また、参考資料10の「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」に、推奨される換気の方法等を取りまとめたので、参考にしていただきたいこと。

このほか、マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあるため、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求める等、熱中症防止対策についても着実に実施いただきたいこと。その際、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」（参考資料11）の実施事項を参考にしていただきたいこと。

3 配慮が必要な労働者等への対応について

発熱、咳などの風邪の症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考慮した労務管理を行っていただきたく、具体的には、下に掲げる対応が考えられること。

また、高齢者や基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患、肥満（BMI30以上）など）を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、テレワークや時差出勤などの感染予防のための就業上の配慮を行っていただきたいこと。特に、

妊娠中の女性労働者が、母子保健法の保健指導又は健康診査に基づき、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（テレワーク又は休業をいう。）等の措置を講じる必要があることに留意いただきたいこと。この措置により休業が必要な女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対する助成制度については、有給休暇制度の整備及び労働者への周知の期限並びに休暇付与の期限を令和4年1月31日までとしており、引き続き積極的にご活用いただきたいこと。なお、テレワークを行う場合は、メンタルヘルスの問題が顕在化しやすいという指摘があることにも留意いただきたいこと。

- ・ 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除の実施やテレワークの指示を行うとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 労働者を休業させる場合、休業中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合った上で、有給の特別休暇制度を設けるなど、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談するよう促すこと。
- ・ また、相談する医療機関に迷う場合には、地域ごとに設置されている受診・相談同センターに電話で相談し、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」（参考資料12）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度を整備し社内周知を行い、令和3年4月1日以降に当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主に対し助成。1事業場につき、1回限り、15万円支給。

「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」（参考資料13）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度を整備し社内周知を行い、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に対し助成。1事業所当たり5人まで、対象労働者1人当たり28.5万円支給。

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

(1) 衛生上の職場の対応ルールについて

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。この際、企業における具体的な取組事例を取りまとめた参考資料 14 の「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」を適宜参考にしていただきたいこと。

4月 23 日より、別添 5 のとおり、感染拡大を防止する観点から、いわゆる「三つの密」となりやすい環境や集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境にある職場におけるクラスター発生時の行政検査（PCR 検査等）については、濃厚接触者に限らず、幅広い接触者を検査の対象者とすることとされたことにご留意いただき、保健所より検査対象者として受検指示があった場合には検査を受ける必要があることを労働者に周知するとともに、受検に関する勤務時間の調整等必要な配慮をしていただきたいこと。また、保健所から職場における検査対象者の決定について協力を求められた場合には、適切に対応していただきたいこと。

また、新型コロナウイルスの陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意いただき、同報告書を作成する際には参考資料 15 のリーフレットを適宜参考にしていただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、労働者本人や人事労務担当者等から医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただきたいこと。

- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関する事項（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲（※）等）

（※）「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針」（平成 30 年 9 月 7 日付け労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号）に留意。
- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関する事項（保健所から PCR 検査等を受けるよう指示された労働者に対する受検勧奨、保健所と連携する部署・担当者、保健所と連携して対応する際の陽性者と接触した労働者の対応等）
- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関する事項
- ・ 陽性者が陰性になった後、職場復帰する場合の対応に関する事項（PCR 検査の結果や各種証明書は不要である等）
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等

を受けることはないこと

- ・ その他必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等

(2) 労災補償について

労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となること。（参考資料 16）

これまで労働基準監督署においては、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求に対して、多くの労災認定を行っており、厚生労働省ホームページにおいて、参考資料 17 のとおり、職種別の労災認定事例を公表しているところである。医療従事者はもとより、飲食店員、販売店員やタクシー運転者等、多様な職種の労働者の労災認定を行っているので、参考にしていただきながら、業務に起因して感染したと思われる労働者から積極的に労災請求がなされるよう労災請求を勧奨していただきたいこと。

なお、労働者が新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償に係る Q&A については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、確認していただきたいこと。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体、公益性の高い学術学会等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。

その際、新型コロナウイルス感染症に関することも含めた職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康相談等についてメール・電話・SNS による相談を受け付ける「ここらの耳」や精神保健福祉センター等のメンタルヘルスに関する相談窓口を労働者に周知いただきたいこと。また、DV や児童虐待に関する相談などの窓口についても、必要に応じ、労働者に周知いただきたいこと。

また、厚生労働省ホームページにおいて、過去に新型コロナウイルスに感染したことなどを理由とした、人格を否定するような言動等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合がある旨を掲載しているので、労働者に対し、言動に必要な注意を払うよう周知いただきたいこと。

なお、過去に新型コロナウイルス感染症に感染したことなどを理由とした個別の労働紛争（偏見・差別等に基づくいじめ・嫌がらせを含む）があった場合は、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただきたいこと。

別添・参考資料 一覧

○別添

- 別添 1 職場における感染防止対策の実践例
別添 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）
別添 3 新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査）モニター募集中
別添 4-1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
別添 4-2 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例
別添 5 濃厚接触が生じやすい職場におけるクラスター発生時の検査について

○参考資料

- 参考資料 1 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！
参考資料 2 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を全国の都道府県労働局に設置しました
参考資料 3-1 テレワーク相談センターのご案内
参考資料 3-2 テレワーク総合ポータルサイト
参考資料 3-3 テレワークを有効に活用しましょう
参考資料 3-4 テレワークガイドラインの改定 主な概要
参考資料 4 感染リスクが高まる「5つの場面」
参考資料 5 「新しい生活様式」の実践例
参考資料 6 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ
参考資料 7 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給に当たり、事業主の皆さまのご協力をお願いします
参考資料 8 兩立支援等助成金 齢児休業等支援コース
参考資料 9 「新型コロナウイルス感染症対策特例」のご案内
参考資料 10 職場の新型コロナウイルス感染症対策、外国人労働者の皆さんにも「正しく伝わっていますか？」
参考資料 10-1 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
参考資料 10-2 熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
参考資料 10-3 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
参考資料 11 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」
参考資料 12 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金のご案内

- 参考資料 13 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）をご活用ください
- 参考資料 14 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）
- 参考資料 15 新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です
- 参考資料 16 業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります
- 参考資料 17 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例
- 参考資料 18 新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等に係るQ & A

※上記資料は、こちらのHPアドレスからダウンロード可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000012143f_00226.html

職場における感染防止対策の実践例 ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

別添1

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、「取組の5つのポイント」の実施状況を確認しましょう。
- 未実施の事項がある場合には、この冊子の「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場の対応を検討の上、実施してください。

実施できていれば□	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳工チケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

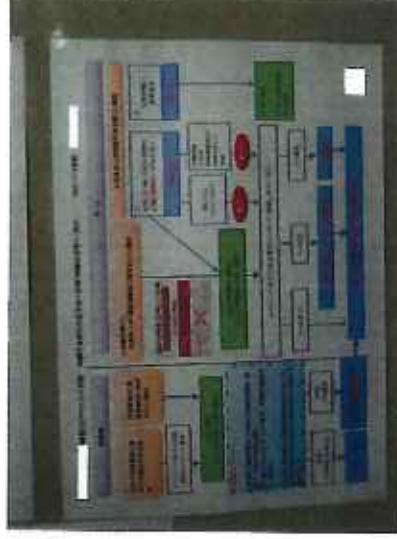
令和3年4月 省 厚生労働省

チエックポイント①：テレワーク・時差出勤等を推進しています。

項目	取組	写真	概要	備考
1-1	テレワークや交替制勤務の導入	<p>導入前の状況 高齢者も導入がなかった。</p> <p>導入前の状況 は、1週間以内に勤務地の導入 （2月8日～6月11日）、16回（1月12日）の交替勤務 （リモートワーク）となり、 自宅待機（1部業務）による 導入には至らなかった。</p> <p>現状では、1週間に1回勤務地の導入（2月8日～6月11日） と、さらに勤務地も分担されることで、作業地や事務所、会議室 での変更を回避している。</p>	<p>1週間毎の交替制勤務の導入、2交替制勤務の導入、リモートワークの大、自宅待機（1部業務）により、一度に出社する人數を大幅に減少させた。</p>	<p>株式会社 IHI 機構・宇宙・防衛事業 領域瑞穂工場（製造業）</p>
1-2	テレワークを活用した感染防止及び事業継続のためのリスク回避	<p>初期におけるテレワーク実施状況 （2月8日～6月11日）</p> <p>初期におけるテレワーク実施状況 （2月8日～6月11日）</p>	<p>初期期間中は担当を2チームに分け、どちらか一方のチームだけが出勤するよう体制を整えた。出勤者は動物の健康管理に専念し、もう一方は在宅勤務し割合マニュアルの策定書にあたる（略）</p>	<p>飼育員の非員の役割（出勤組、在宅勤務組）を明確にし、並員同士の接触を必要最小限にすることにより過度接触による感染のリスクを減少することも、感染者が発生した場合の影響を最小限に留め、動物のケアに穴が空かないような体制を構築した。</p>
1-3	時差勤務制度を活用した「密」の回避	 	<p>朝夕、共用する更衣室での密を避けるため、時差勤務制度を活用した。特に飼育職員は、業務終了後に衛生管理のため入浴する必要があり、浴場の混雑、回遊にも対応した。</p>	<p>公益財団法人 東京動物園協会恩賜上野動物園（接客事業）</p>

1-4 在宅勤務の推進	<p>なし</p> <p>感染者が多い地域の営業所については積極的に在宅勤務を推進。</p> <p>トライス株式会社 本社工場（製造業）</p>	
1-5 テレワーク及びオンライン会議の推進	<p>テレワーク及びオンライン会議の推進</p> <p>出社が必要な業務以外は、極力テレワークを推奨。 また、オンライン会議用の個人ブースを事業場内に設置することで、丸での会議からオンラインでの会議実施を推奨している。</p> <p>第一三共株式会社 品川研究開発センター（教育研究業）</p> 	

チエックポイント②：体調が優れない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。

項目番号	取組	写真	概要	備考
2-1	現場入り口へのサーモカメラの設置による体調確認		多数の関係講負人が出入りするため、自動で入場者の検温ができるサーモカメラを配置して、発熱者の入場を禁止している。	戸田建設株式会社 名古屋支店（建設業）
2-2	体調不良時の休暇取扱いの推進		毎日の検温の実施。検温の結果、37度以上の場合は出勤前に事業場に連絡の上、休業するようになっている。 また、同居の家族に体調不良者がいる場合も同様に取り扱っている。 休業せざるに当たっては、新たに公休制（9割補償）を設け、公休を使つて休業するか、もしくは年次有給休暇を取得して休業するか選択制としている。	トライス株式会社 本社工場（製造業）
2-3			労働者が体調不良を感じた場合や保健所等から連絡接触者に指定された場合の行動フローを作成し、周知することで、体調が優れない労働者が気兼ねなく休むことができる環境をつくる。	

チェックポイント③：職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。

項目番号	段組	写真	概要	備考
3-1	事務室にパーテーションを設置		飛沫感染の防止のため、事務室にパーテーションを設置した。	医療法人泉会 介護老人保健施設せみねの丘（社会福祉施設）
3-2	施設入所者と密着する作業を行う際のゴーグルの着用		入所者に密着して作業を行う際に、マスクの着用に加え、飛沫感染を防止するためゴーグルを着用することとした。	

	<p>休憩所では労働者が向かい合わせになるため、テーブルの中央に天井からテーブルまでビニールカーテンを垂らして、向かい合わせの看護士の飛沫がからないように配慮している。</p>	<p>戸田建設株式会社 名古屋支店（建設業）</p>
3-3 休憩室へのビニールカーテンの設置		<p>30分ごとに2分間の換気を行うことをルール化し、着実に実施するため職場にアラームを設置した。</p>
3-4 アラームを活用した定期的な換気の実施		<p>「対面式」で261席あった社員食堂の座席を間引き、「一方向」で102席に変更し、食堂利用時の感染リスクの低減を図った。</p>
3-5 社員食堂で利用者の間隔を確保（並席の間引き、一方向化）		

3-6 社員食堂で利用者の間隔を確保 (並ぶ際の間隔の確保)	<p>社員食堂の利用待ちの際、入り口近くに密集して並んでいた状況を改善するため、床に2メートル間隔でテープを貼り、テープに沿って待つことにより、利用待ちの際の「密」を回避した。</p> 	<p>複数部署の多くの職員が事務作業や昼食等で利用していた管理事務所におけるクラスター発生を未然に防止するため、執務室の分散を図るとともに、オンラインにより安全衛生委員会を開催することにより、職員同士の接触によるリスクの減少を図った。</p> <p>クラスター発生を防ぐため、職務室の分散を図った。 動物園施設に今掌している並め所や、休憩で使用していない廻廊レストランを代替の勉強場所として活用。 安全衛生委員会についても、原則としてweb開催。</p> 
3-7 事務室の分散、オンライン会議の活用による感染防止	<p>複数部署の多くの職員が事務作業や昼食等で利用していた管理事務所におけるクラスター発生を未然に防止するため、執務室の分散を図るとともに、オンラインにより安全衛生委員会を開催することにより、職員同士の接触によるリスクの減少を図った。</p> <p>クラスター発生を防ぐため、職務室の分散を図った。 動物園施設に今掌している並め所や、休憩で使用していない廻廊レストランを代替の勉強場所として活用。 安全衛生委員会についても、原則としてweb開催。</p> 	<p>複数部署の多くの職員が事務作業や昼食等で利用していた管理事務所におけるクラスター発生を未然に防止するため、執務室の分散を図るとともに、オンラインにより安全衛生委員会を開催することにより、職員同士の接触によるリスクの減少を図った。</p> <p>クラスター発生を防ぐため、職務室の分散を図った。 動物園施設に今掌している並め所や、休憩で使用していない廻廊レストランを代替の勉強場所として活用。 安全衛生委員会についても、原則としてweb開催。</p> 
3-8 ZOOMを活用した安全衛生協議会の開催	<p>複数部署の多くの職員が事務作業や昼食等で利用していた管理事務所におけるクラスター発生を未然に防止するため、執務室の分散を図るとともに、オンラインにより安全衛生委員会を開催することにより、職員同士の接触によるリスクの減少を図った。</p> <p>クラスター発生を防ぐため、職務室の分散を図った。 動物園施設に今掌している並め所や、休憩で使用していない廻廊レストランを代替の勉強場所として活用。 安全衛生委員会についても、原則としてweb開催。</p> 	<p>複数部署の多くの職員が事務作業や昼食等で利用していた管理事務所におけるクラスター発生を未然に防止するため、執務室の分散を図るとともに、オンラインにより安全衛生委員会を開催することにより、職員同士の接触によるリスクの減少を図った。</p> <p>クラスター発生を防ぐため、職務室の分散を図った。 動物園施設に今掌している並め所や、休憩で使用していない廻廊レストランを代替の勉強場所として活用。 安全衛生委員会についても、原則としてweb開催。</p> 

3-9 空気清浄機や加湿器の活用による換気の悪い密閉空間の防止	<p>空気清浄機や加湿器の活用により、換気の悪い密閉空間とならないようしている。</p> 	<p>佐藤 池原建設工事共同企業体 東電原町作業所（原町発電所新導水路建設ならびに附連除却工事）（建設業）</p>
3-10 朝礼時の立ち位置を明示することによる労働者の距離の確保	<p>朝礼時の立ち位置を明示することによる労働者の距離の確保</p> 	<p>朝礼時に労働者の立ち位置を明示することにより、労働者間の一定の距離を確保した。</p>
3-11 ロッカールームの増設による「密」の回避		<p>ディサービス担当職員用にコッカールームを増設することで、職員間の距離の確保等、密にならない工夫を行った。</p> 

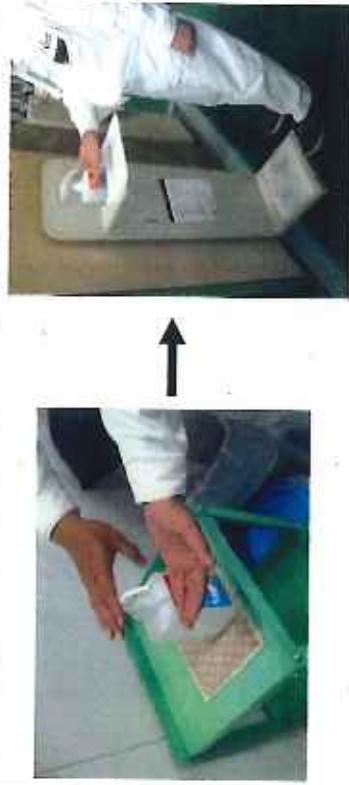
<p>3-12 車両への感染対策ビニールシートの設置</p> 	<p>労働者が使用する車両に感染対策ビニールシートを設置し、通常5人乗りである車両でも3人に乗車人数減らすことで、密の回避を図っている。</p> <p>南越設株式会社（建設業）</p>
	<p>3-13 エレベーターの床への足形の表示</p> 

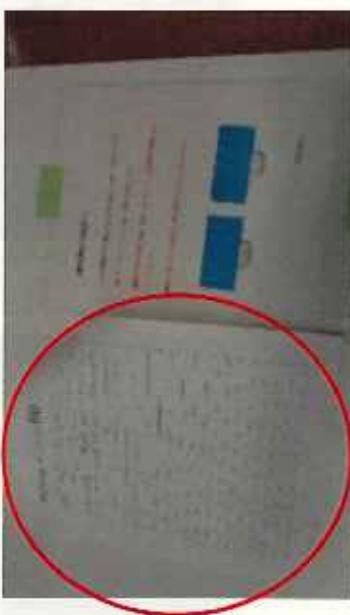
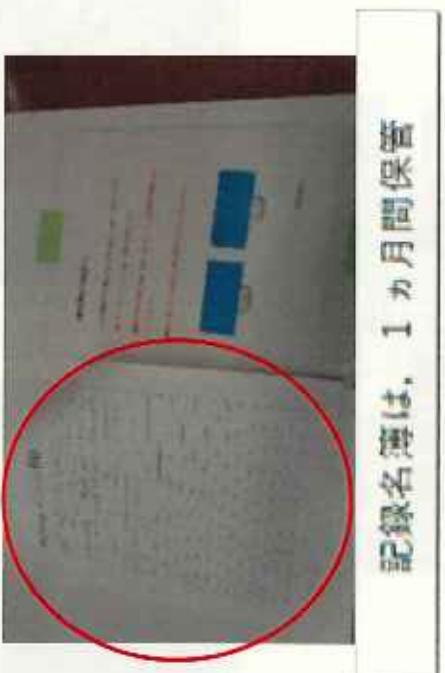
チエックポイント④：休憩所、更衣室などの”場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。

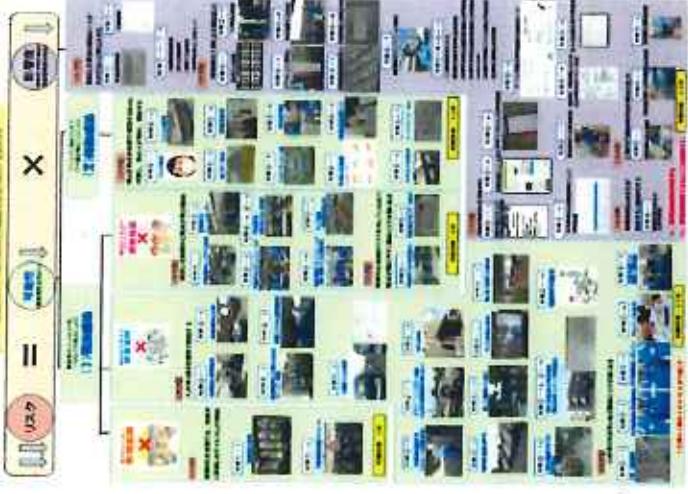
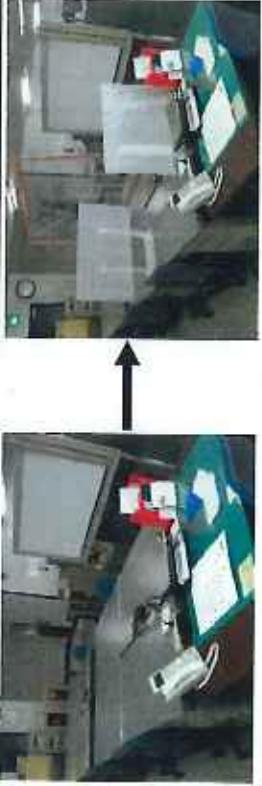
項目	段組	写真	概要	備考												
4-1	従業員出入口に設置の消毒液を足踏み式に変更		従業員出入口に設置していたブッシュタイプ式の消毒液を足踏み式に変更し、接触リスクの低減を図った。													
4-2	足踏みの座卓取扱		(1) 動線形成 1週ごとに1直、2直を交替する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>就業時間</th> <th>休憩時間</th> <th>移動時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1直</td> <td>7:30 ~ 16:30</td> <td>① 11:30 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30</td> <td>8.0Hr</td> </tr> <tr> <td>2直</td> <td>16:00 ~ 1:00</td> <td>① 20:30 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30</td> <td>8.0Hr</td> </tr> </tbody> </table> 休憩時間の3密回避のため、休憩時間帯を2つに分けることとする。 	区分	就業時間	休憩時間	移動時間	1直	7:30 ~ 16:30	① 11:30 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30	8.0Hr	2直	16:00 ~ 1:00	① 20:30 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30	8.0Hr	株式会社　H.I.航空・宇宙・防衛事業 領域端末工場（製造業）
区分	就業時間	休憩時間	移動時間													
1直	7:30 ~ 16:30	① 11:30 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30	8.0Hr													
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:30 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30	8.0Hr													
4-3	社員食堂で利用者の間隔を確保（並席の間引き、一方向化）		「対面式」で261席あった社員食堂の座席を間引き、「一方向」で102席に変更し、食堂利用時の感染リスクの低減を図った。	※写真（取組3-5）												

	<p>4-4 感染防止上の観点から、感染リスクが高い「飲食の場」である社内懇親会の開催を控えるとともに、外食の機会を減らすこととして、懇親会に使用する予定であった費用を用いて社員に新米5kgを配布するなど、会社が率先して「感染リスクが高まる『5つの場面』」を避けるための取組を実践した。</p>
<p>（参考）休憩室の時間差での利用</p> <p>（参考）休憩室の時間差での利用</p> <p>（参考）休憩室の時間差での利用</p>	<p>4-5 休憩室の時間差での利用</p> <p>4-5 休憩室の時間差での利用</p> <p>4-5 休憩室の時間差での利用</p>

チェックポイント⑤：手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

項目番号	取組	写真	概要	備考
5-1	ドアノブを触ることができるドアノブを使って開くことができるドアノブ		複数人が触るドアノブにタッチメントを取り付け、手のひらで直接触るごとなく、肘を使ってドアを開くようにすることによって、接触リスクの低減を図った。	シャトコ株式会社（製造業）
5-2	従業員出入口に設置の消毒液を足踏み式に変更		従業員出入口に設置していたピュータイプ式の消毒液を足踏み式に変更し、接触リスクの低減を図った。	※再掲（取組4-1）
5-3	施設の入口への非接触型体温計、入場者名簿の設置		外部の方からの感染を防止するため、来所者に非接触型体温計による検温と入場者名簿への氏名の記入を求めている。 なお、物品販売業者等については、施設内ではなく、正面玄関での対応としている。	医療法人仁泉会 介護老人保健施設せみの丘（社会福祉施設）

<p>5-4</p> <p>多くの人が触れる箇所の定期的な消毒</p>	<p>自動販売機のボタン、コピー機のボタン、ドアノブ、階段の手すりなどの多くの人が触れる箇所について、担当者を決め、定期的に、アルコール除菌剤にて拭き取り消毒を実施している。</p> <p>株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業 領域 端締工場（製造業）</p>		
<p>5-5</p> <p>食堂の使用者記録名簿の作成</p>	<p>クラスター発生時に濃厚接触者を把握できるよう、食堂テーブルごとに使用者記録名簿を配置し、使用した労働者に記入を求めている。</p> <p>株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業 領域 端締工場（製造業）</p>		<p>記録名簿は、1ヵ月間保管</p>

<p>5-6 新型コロナウィルス対策についてのリスクアセスメントの実施</p> 	<p>職場の新型コロナウィルス対策について、リスクアセスメントを実施した上で体系的にとりまとめ、職場内で周知を行った。</p> <p>株式会社 IHI 空間・宇宙・防衛事業 領域・端機工場（製造業）</p>
	<p>飛沫感染の防止のため、執務室にパーテーションを設置した。</p> <p>※再掲（取組3-1）</p> 
<p>5-7 執務室にパーテーションを設置</p>	

5-8 足で開閉できるドア（引き戸）	<p>複数人が触るドア（引戸）の取っ手を介した感染を防止するため、ドアの下部に金具を設け、足でドアを開閉できることで、接触リスクの低減を図った。</p> 	
5-9 非接触型の体温測定器による体温調査 室の実施	<p>現場事務所に非接触型の体温測定器を導入し、日々の体温測定等の感染対策を実施。</p> 	丸勘建設株式会社（建設業）
5-10 手洗い場の新設による手洗いや手指消毒等の感染防止対策の推進	<p>手洗い場を増設し、手洗い等の基本的な感染防止対策の取組を推進した。</p> 	株式会社日本アクセス八戸オフィス（商業）

5-11	<p>マスク等のゴミを通常のゴミと分別して管理することで、廃棄をする際にマスク等への接触による感染のリスクを低減した。</p> <p>マスク等のゴミを通常のゴミと分別して管理することで、廃棄をする際にマスク等への接触による感染のリスクを低減した。</p> 
5-12	<p>ごみの処理の際に使い捨て手袋を使用</p> <p>ごみの処理の際に使い捨て手袋を使用</p> 

	<p>交客者が共用で使用する筆記用具、スリッパ等の備品について、使用後の消毒を徹底とともに、消毒済みのものと使用済みのものが混同しないよう、場所を区画して配置。</p>		
<p>5-13 物品の共用による接触感染を防止するための取組</p> 		<p>5-14 足で開閉できるドアノブ</p> 	<p>齊藤建設株式会社 関館新外環状道路 函館市流汎中央改良工事（建設業）</p> <p>被敷入が触るドアノブに直接触ることなく、足を使ってドアを開くようにすることでき、接触リスクの低減を図った。</p>

5-15 挑・肘で開くことができるドアノブ	<p>複数人が触るドアノブを「感染症対策防止ノブック」にして腕・肘で開け出るように工夫することで、接触リスクの低減を図った。</p> 
5-16 会議室入口には消毒済みの掲示	<p>複数人が使用するにおいて、消毒済であることを明示することで、備品の共用等を避けるよう工夫した。</p> 

	<p>接触感染を防止するため、各所手洗い場の蛇口にアッチャメントを取り付けて、「手の甲」で開閉できる方式に変更した。</p>		<p>帝人コードレ株式会社 島根工場（製造業）</p>
<p>5-17 蛇口を「手の甲」で開閉できるアッチャメント</p> 		<p>5-18 フットペダルで操作可能な蛇口</p> 	

5-19	階段付近の自動手指消毒器設置	<p>階段の手すりに触れる際に階段付近の自動手指消毒器を使用することで、複数人が触れる箇所を原因とした感染リスクの低減を図っている。</p>  
5-20	手洗い設備の設置	<p>建設工事現場に、水槽用ヒーター等で水タンクを保温することによって温水が出来るように工夫した手洗い設備を設置し、寒冷期の屋外であっても労働者が手洗いやすいように配慮している。</p> 

感染症対策実施中

- ① ハンドソープで手を洗いましょう

- ② ハンカチ等で手を拭きましょう

- ③ ペーパータオルで水を止める

- ④ ペーパータオルでドアを開ける

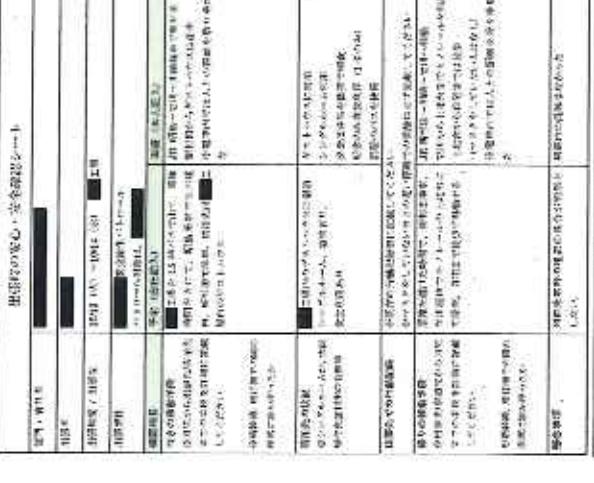
- ⑤ ペーパータオルを捨てる


ペーパータオルを使用したトイレの手洗設備の使用ルールの見える化

5-21

トイレの手洗い設備の蛇口を介した接触感染、ドアの取っ手を介した接触感染を防ぐため、ペーパータオルを用いて蛇口やドアの取っ手、ゴミ箱に手を触れずにトイレから退室するルールを写真を用いて「見える化」し、接触による感染リスクの減少を図っている。

チエツクボイント⑥：その他の

項目番号	取組	写真	備考
6-1	出張時の感染予防対策を徹底するためのルール化	<p>出張時の安心・安全確認シート</p>  <p>出張時の感染予防について職場のルールを作成するとともに、「出張時の安心・安全確認シート」により、出張時の対策の取組状況を確認することとした。</p>	<p>株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業 領域 油船工場（製造業）</p>
6-2	顔認証システムによる作業員のマスク着用及び体温の確認の実施	 <p>大林・西松・戸田・佐藤・鎌高特定建設工事共同企業体 東京外かく環状道路本線トンネル（七行）東名北工事（建設業）</p>	<p>現場の入口に裏認証機器付きの体温測定器を設置し、事前に顔登録された作業員が入場する際にマスクの着用及び体温の確認を実施。</p>

	<p>勤務コードカードの入浴施設利用にされたものに付記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">勤務コード</td><td style="width: 10%;">会員登録</td><td style="width: 10%;">会員登録</td><td style="width: 10%;">会員登録</td><td style="width: 10%;">会員登録</td><td style="width: 10%;">会員登録</td><td style="width: 10%;">会員登録</td><td style="width: 10%;">会員登録</td></tr> </table> <p>はいの場合はお手くどうぞ、「(勤務カードにかこたてをしてください。」 い、仕事はこうです。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちら <input type="checkbox"/> どちらでも可 <input type="checkbox"/> どちらとも可 <input type="checkbox"/> どちらとも不可</p> <p>(A) がんとアハラ問題はありますか? はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちら <input type="checkbox"/> どちらでも可 <input type="checkbox"/> どちらとも可 <input type="checkbox"/> どちらとも不可</p> <p>(B) 勤務時間はありますか? はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちら <input type="checkbox"/> どちらでも可 <input type="checkbox"/> どちらとも可 <input type="checkbox"/> どちらとも不可</p> <p>(C) 勤務時間はありますか? はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> どちら <input type="checkbox"/> どちらでも可 <input type="checkbox"/> どちらとも可 <input type="checkbox"/> どちらとも不可</p> <p>3. 勤務カード持続性による体調確認の実施</p> <p>研修参加者の間診票による体調確認の実施</p> <p>研修会の開催当日、参加者に間診票の提出を求め、参加者の安全、安心な環境作りに取り組む。</p> <p>山口県建設業協会・湖南支部（その他の事業）</p>	勤務コード	会員登録						
勤務コード	会員登録	会員登録	会員登録	会員登録	会員登録	会員登録	会員登録		
<p>6-3</p> <p>研修参加者の間診票による体調確認の実施</p> <p>6-4</p> <p>保健所等の連絡先の掲示による労働者への周知</p> 	<p>労働者に対して、保健所等の連絡先を周知することで、陽性者が発生した場合の迅速な対応を促進。</p> <p>生藤・池原建設工事共同企業体東電原町作業所（原町発電所新導水路建設ならびに製塩除却工事）（建設業）</p>								

6-5 ピクトグラムを用いた感染防止対策の取組の周知	<p>ピクトグラムを用いて感染拡大防止対策の周知を行うことで、外屋人労働者にも取組が伝わるようになります。</p>  <p>近畿建設株式会社 一般国道228号上ノ国町寅の沢災害防除外一連工事（建設業）</p>
6-6 職場で罹患者が発生した際の保健所対応フローの作成	<p>職場において新型コロナウイルス感染症罹患者が発生した際の保健所対応フローを作成することで、労働者が迅速な対応をとれるように周知している。</p>  <p>竹中工務店（仮称）姫路市文化コンベンションセンター等新第工事作業所（建設業）</p>